

認証制度の終了に関する Q&A

【Q&A】

Q なぜ5月7日で終了することになったのか。

A 5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更され、第三者認証制度を継続する根拠がなくなるため、前日の5月7日24時で制度が終了しました。

Q 制度終了に当たって、店舗側で必要となる手続きはあるのか。

A 特に店舗側で必要となる手続きはありませんが、HPなどの広告で「かがわ安心飲食店」の名称を使用されている場合など、制度終了により、認証店の効力はなくなりますので、その点ご注意ください。

Q 制度終了後はどのような感染対策をすればよいのか。

A 5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となり、行政として一律に対応を求めることはなくなりますので、各事業者において自主的な取り組みをお願いいたします。

自主的な取り組みの実施に当たっては、内閣官房HP・県HP（次のアドレス）をご参照ください。

<https://corona.go.jp/guideline/>

https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/40141/06_1_kennminnzigyou_syahenoyousei1.pdf

https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/40141/06_2_kennminnzigyou_syahenoyousei2.pdf

Q 3月13日（月）以降、マスクの着用は個人の判断に委ねられているが、店舗が狭く、マスクなしでは不安である。客や従業員にこれまでどおりマスク着用を求めることはできないのか。

A 「マスク着用の考え方の見直し等について」（政府対策本部決定）によれば、マスクの着用は個人の判断に委ねられ、その判断が尊重されるとされています。一方、事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者又は従業員に対してマスクの着用を求めることが許容されてもいます。このため、感染対策上等の明確な理由を示して、着用を求めることは可能と考えます。

Q ステッカーはどうすればよいのか。

A ステッカーについては、予定どおり制度が終了した場合は5月8日以降はがしていただき、はがしたものは処分していただいで構いません。

Q ステッカーをはがしたかどうか県が確認にくるのか、

A ステッカーの確認に訪問することはありません。

- Q ワクチン・検査パッケージ制度登録店の取扱いはどうなるのか。
- A 5月7日24時で制度が終了しましたので、ステッカー等を含め、かがわ安心飲食店認証制度と同様の取扱いとなります。
- Q パーティション等のリユース・リサイクル・廃棄はどうすればよいのか。
- A 必要に応じて詳しくは環境省HP・県HP（次のアドレス）をご参照ください。
- https://www.env.go.jp/recycle/waste/infect_contr.html
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/haikibutsu/partition.html>
- Q パーティション等の廃棄費用の補助等はないのか。
- A 費用補助はありません。引き続き感染対策にご活用いただければ幸いです。
- Q 認証店になった際、県から応援金（かがわ安心飲食店認証取得応援金）の支給を受けたが、返還等の必要はあるか。
- A 認証店として一定期間、感染対策を行っていただいております。返還等の必要はありません。
- Q 国や県から補助金等により取得した財産（機械、パーティション等）に関し、処分制限等はないのか。
- A 交付を受けた補助金等の交付要綱等をご確認いただき、必要に応じて、交付金等を交付した行政庁にお問い合わせください。
- なお、県が交付したかがわ安心飲食店認証制度認証取得補助金により購入した物品等について、単価が50万円（税抜）以上のものについては、一定の期間は処分が制限されますが、これに該当しない物品等については、処分等に関する制限はありません。
- Q 県から応援金（かがわ安心飲食店認証取得応援金）・補助金（かがわ安心飲食店認証制度認証取得補助金）の支給を受けたが、関係書類はいつまで保管すればよいか。
- A 提出書類を含めた関係書類を令和9年3月31日まで保管し、県から提出又は閲覧等の求めがあったときは、これに応じてください。
- Q 市町から認証店になっていることによる助成金を受けているがどうすればよいのか。
- A 各市町の担当部署にご確認をお願いします。
- Q 再度感染が爆発的に拡大した場合に、旧認証店として何か特典や義務が発生するのか。
- A 現時点では特にありません。